平成２９年（フ）第３４７号
静岡県沼津市下香貫牛臥3023番地の９　エスペランサ203
債務者　佐藤　隼人
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
愛知県一宮市大赤見字大山７番地　市営大山住宅846号
債務者　林　　由彦
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１８６号
愛知県一宮市千秋町加茂字五坊野90番地５
債務者　エンタスこと　岩屋　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３３９号
愛知県刈谷市板倉町２丁目10番地12　㈱高山興業寮
債務者　岡田　光夫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８９１号
大阪市西区千代崎２丁目５番８号　506
債務者　日野　裕次
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４６８号
大阪市淀川区新北野３丁目11番13―407号
債務者　田村　位英（旧姓中川・鈴木・歌崎）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５８１号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目８番25号　201号
債務者　久手堅知恵美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２９号
大阪市住之江区御崎４丁目９番５―912号
債務者　濵上　朋子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８８６号
大阪市東淀川区東淡路２丁目４番５―405号
債務者　吉村　由美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７３号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　野口　和彦
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７８号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目４番19号　ハイツ三輝　303号
債務者　清水　数友
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０８７号
大阪市淀川区宮原４丁目３番23―706号
債務者　はなまるマーケットこと　清山七七子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９２号
大阪市西成区南津守６―７―12　Ｆメゾン北加賀屋１番館103号、住民票上の住所大阪府守口市金田町６丁目１番18号
債務者　木村　直美（旧姓浦本）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５３号
大阪府高槻市津之江町１丁目10番４号
債務者　榎原　稔夫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２５２号
大阪市平野区喜連西５丁目４番36号　サニーコーポ喜連305号
債務者　是枝　建治
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１６号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―311号
債務者　内倉　博子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部